

別表1 懲戒の基準

1. 当会の登録者に対する懲戒処分

対象行為	懲戒処分等
既存住宅状況調査業務に係る刑法処分	登録の取消し
結果の概要の虚偽報告	
既存住宅状況調査技術者の資格停止中の調査実施	
虚偽申告その他の不正な手段による資格取得	
講習実施機関に損害を与える又は講習実施機関の業務の遂行を阻害する行為	
既存住宅状況調査技術者もしくはその所属先が暴力団員等、又は暴力団員等と一定の関係を持つこと	
自ら又は第三者を利用しての暴力的な要求、不当な要求、脅迫的な言動、暴力、風説の流布等	
既存住宅状況調査に関する重要な事項について事実とは異なることを告げて委託契約を締結したこと	登録の停止※1
委託契約が締結されていない住宅に対しての調査の実施	
業務に関して知り得た秘密又は個人情報の漏洩や業務以外での使用	
依頼者に対する報告の全部若しくは一部を行わない、又は相当の期間を経過しても報告を行わないこと	
名義貸し又は名義借り	
調査結果の虚偽報告	
建築士法に基づく処分等の不届出など、所定の手続の不実施	戒告※2
戒告を受けたにも関わらず、戒告に相当する行為を継続すること	
修了証明書等の不提示	
文書注意を受けたにも関わらず、その行為等を継続すること	
上記に至らない不正行為等	文書注意

※1情状が特に重い場合は、資格取消しとすることができる。 ※2情状が特に重い場合は、資格停止とすることができる。

2. 建築士法の処分に伴う懲戒処分

対象行為	懲戒処分等
建築士法第9条又は第10条第1項の規定に基づく免許の取消し	登録の取消し
建築士法第10条第1項の規定に基づく業務停止の命令	登録の停止

3. 不正受講者等に対する措置

対象行為	懲戒処分等
虚偽申告その他の不正な手段による受講	受講の取消し
講習実施機関に損害を与える、講習実施機関の業務の遂行を阻害すること	
既存住宅状況調査技術者もしくはその所属先が暴力団等、又は暴力団員等と関係を持つこと	
自ら又は第三者を利用しての暴力的な要求、不当な要求、脅迫的な言動、暴力、風説の流布等	

別表2 再登録等に関する欠格期間の基準

再受講の申込み拒否	受講の取消しの処分を受けた日から3年を経過する日まで。 但し、当会が受講の取消し事由が解消していないと判断したときは受講の申込みを受付けない。
永年の再登録拒否	登録の取消しを受けた事由が故意・重大な過失、損害の程度から判断し、極めて重大な事実と判断したとき。
5年以内の再登録禁止期間を定めた再登録拒否	登録の取消しを受けた事由が故意・重大な過失、損害の程度から判断し、重大な事実と判断したとき。